

2020年  
10月10日

菅義偉・新政権の支持率は74%（9月19、20日の読売新聞世論調査）と、小泉純一郎元首相、鳩山由紀夫元首相に次ぐ歴代3位という。長期政権が終わり、変化への期待と見るべきだろうか。だが、小泉・鳩山両政権と菅政権は「民意の反映」「前政権との連続性」という2点で大きく異なる。

菅政権は「安倍政権の継承」を掲げて5大派閥からの支持を早々に得る一方、党員党友の投票は見送られた。国民はおろか、自民党員の意向が十分に反映されたとはいえず、正統性の弱さがつきまとう。

また、菅氏は安倍政権の7年8カ月の間、官房長官として政権の中枢に鎮座し、前政権の「負の遺産」をともに築いてきた人物だ。実際、総裁選では再検証を明確に否定している。

### 安倍政治が壊した

#### 官僚制度と法の支配

安倍政権では、内閣人事局による徹底した官僚支配が進み、官邸の影響力が強まった。政権に都合のよい人材を重用し、異論を述べる官僚は懲罰的な人事で遠ざけた結果、政治の私物化や



©Aki Matsuzawa

## 菅新政権は安倍政権の何を引き継ぐのか

東京新聞記者 望月 衣塑子

官僚のモラルの劣化を招いた。「モリカケ」「桜を見る会」の疑惑はその産物だ。

森友問題をめぐっては、公文書の書き換えを命じられた職員が自死に追い込まれた。桜を見る会では、公文書が官僚によって速やかに廃棄された。国家公務員法第96条は「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない」と定めているが、官僚は国民ではなく、官邸を向いて仕事をしようになった。制度だけでなく、官僚の良心も破壊された。

法も軽視された。黒川弘務東京高等検察庁検事長の定年延長が最たる例だ。時の政権の都合で法解釈を変えたことは、立法院たる国会の軽視に他ならない。その閣議決定を正当化する検察庁法の改正法案は結局、賭けマージャン問題と世論の反対で廃案となったが、菅内閣で新たに就任した上川陽子法相は会見で「法案の再提出に向けて検討したい」と言及した。安倍政治路線が当面、続くと思われるだろう。

総務省にいた平嶋彰英・元自治税務局長は、菅氏の懲罰的人事を受けた一人だ。ふるさと納税をめぐり、自治体への寄付の上限額の倍増を指示した菅氏に対し、平嶋氏は「高所得者の脱税対策に使われ、低所得者に不利になる」と懸念を伝えた。当然の指摘だったが、8カ月後、平嶋氏は自治体大学校長に異動となった。平嶋氏は「抵抗する官僚はあらゆるレベルで飛ばされた。官僚は報復を恐れ、ものを言えなくなった。政治家が官僚の忠告や提案に耳を傾けなくなれば、国民にとってマイナスだ」と指摘している。

### メディア支配はどうなるか

官僚だけではない。菅氏は官房長官時代からテレビ・新聞をはじめ、あらゆるメディアに親しい記者を作り、コ

ントロールしてきた。厳しい追及を重ねる記者には、秘書官やメディア幹部らを利用して圧力をかけ、排除してきた。

9月8日、自民党本部で行われた新総裁の会見で、朝日新聞記者が「総理になったら記者会見はどう行うのか。週1回の定例化やぶら下がり（番記者による囲み取材）など、説明責任をどう果たすのか」と尋ねた。菅氏の答弁は「官房長官が朝夕2回会見し、内閣の方針を責任持って説明している」という消極的なものだった。案の定、16日の首相就任会見では、29分のうち16分を冒頭演説にあて、質疑応答はわずか5人の13分。フリーランスは一度も指されず打ち切った。手元のカンニングペーパーの読み上げも、官房長官時代と同じだ。総理番記者の囲み取材も、就任翌日の17日朝と20日の米大統領の電話会談後に応じただけだった。記者対応は最小限、やっても「打ち切り御免」の台本会見――。菅氏の説明責任に対する考え方がよくわかる。

### 屈せず不条理に立ち向かう

新政権では、官僚と報道機関のコントロールはますます進むだろう。私たちはどう向き合うべきか。月並みなことを改めて書かなければならないのは恥ずかしい限りだが、報道記者も公務員も「権力監視」「全体の奉仕者」というそれぞれの使命を果たすしかない。同調圧力に屈せず、不条理に立ち向かうのはエネルギーが要る。

だが、SNSの広まりで市民発の情報発信は過去にないほど影響力を持つようになった。同じ問題意識を持つ市民と連携をはかりながら、食いしむるしかない。もし、圧力にくじけて使命を忘れることがあれば、権力の暴走を助け、国民の利益に反する結果を生む。それは安倍政権が証明済みだ。



## 9・18 さようなら原発首都圏集会 忘れてはいけないことを訴え、動き続けよう！

9月18日、さようなら原発首都圏集会が日比谷野外音楽堂で開催された(さようなら原発1000万人署名市民の会主催)。2011年からずっと全国集会だったが、今回はコロナ対策で縮小開催。それでも首都圏から約1300人が集まり、久しぶりに顔を合わせる集会に、参加者も心なしか嬉しそうだった。

主催者挨拶は落合恵子さん(作家)。「安倍総理が辞任したが、残念でならない。元気でいて犯した罪を償えと言いたい。沖縄問題もそのまま、大きな風呂敷で福島原発事故を隠して五輪かよ？忘れてはいけないことをしっかりと訴えていこう」と話した。佐高信さん(評論家)は「安倍から菅に変わって65%の支持率なんて、何で歓迎してしまうのか？(安倍的政治に) 抗戦しなければ」と佐高節を披露。

ひだんれん(福島原発事故被害者団体連絡会)の村田弘さんは「ずっと安倍政権に苦しめられてきた避難者に緊急アンケートを行なった。国と東電は何ら責任を取らず、賠償打ち切り。そしてコロナ禍で避難者の暮らしがどうなっているかを知るためだ。安倍政権は帰還政策を取ってきたが避難者の半数が戻れない。そこで棄民政策に切り替えたのだ。汚染土で野菜を育てて食べるとか、除染せずに避難指示解除するなんて、個人で放射線量を管理し判断しろということ。これが菅のいう自助なのか」と怒りの声を上げた。澤井正子さん(元原子力資料情報室)は、46トンのプルトニウムを手放したくないがために、破綻した核燃料サイクルにしがみつくと電力会社と国が無駄な設備投資と危険を国民に押しつけていることを明らかにした。

首都圏に住む参加者にとって最も身近な危機は、東海第一原発の再稼働と周辺に貯蔵されている使用済み核燃料だ。東海第二原発差止訴訟団の相楽衛さんは、裁判は7月2日に結審し、来年3月に判決予定で「原発事故が一度と起こらないよう危険性を認めた判決をして欲しい。首都圏の原発再稼働を止めよう」と訴えた。

東電福島原発事故は収束しておらず、私たちの暮らしに迫る危機も変わっていない。安倍政権が菅政権に継承されたことで、さらに危険性が高まったことを確認し、静かなデモの隊列は銀座の街に向かった。

(池田万佐代)

2002年に当時の小泉純一郎総理と朝鮮民主主義共和国(以下、「北朝鮮」)の金正日総書記が日朝平壤宣言に合意した日を記念して、「9・17日朝ピョンヤン宣言18周年集会 朝鮮戦争の終結と日朝国交正常化の実現を」が開かれた。

主催団体「朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を 市民連帯行動」の渡辺健樹さんが、「今年には朝鮮半島の人々にとって日本の植民地支配からの解放と分断から75年、朝鮮戦争の勃発から70年、停戦協定から65年だ。朝鮮戦争の終結と日朝国交正常化をめざし行動していこう」とあいさつ。

\*

布施祐仁さん(ジャーナリスト)は「対米従属の源流―朝鮮戦争と日米安保」のテーマで講演。「安倍元総理は、トランプ大統領との会談で兵器の購入を求められると、すぐにイスラエル・アシアの購入を閣議決定し、東京の空の管制権は今も米軍に握られている。このような異常な日米関係の原点は朝鮮戦争にある」として、次のように話した。

1950年6月に北朝鮮の侵襲で朝鮮戦争が始まると、米軍が国連軍の形で介入し、中国軍も介入。朝鮮国連軍の司令部は日本に置かれ、物資や兵隊が朝鮮半島に送られ、日本人も亡くなった。1953年に休戦協定が結ばれ、ほぼ元の位置で南北が分かれた。

この間の1950年8月、日本は自衛隊の前進の警察予備隊を創設。1952年に米軍による日本占領を終わらせるための

## 9・17 日朝ピョンヤン宣言 18周年集会

# 朝鮮戦争の終結と日朝国交正常化の実現を



▲布施祐仁さん

本に、戦争になった時の在日米軍の使用と自衛隊による機雷除去、民間空港や港湾の使用などの支援を要求。日本は「根拠法がない」と断ったが、これが後の周辺事態法や有事法制につながった。

布施さんは「政府が検討中の敵基地攻撃能力では北朝鮮からのミサイル迎撃は不可能だ。日本はアメリカと一体の戦争をやるのではなく、関係国との外交で北東アジアの集団安全保障の枠組みを開くべき。核兵器禁止条約への加入と日朝国交正常化が必要だ」とまとめた。

\*

在日朝鮮人人権協会の朴金優綺さんは、「生み出される朝鮮学校差別2010-2020」として、安倍政権による朝鮮高校と幼稚園の無償化からの排除、コロナ対策からの排除について報告。「朝鮮学校差別と向き合うことは、日本の植民地支配責任と戦争責任、朝鮮半島の分断、朝鮮と米国の戦争構造と向き合うことだ」と訴えた。

菅総理は日米同盟を重視すると言っているが、日米同盟と日米安保の本質をより多くの人に知らせ、敵基地攻撃能力の保有を止めなければならない。(鴻巣美知子)

\*米朝枠組み合意

1994年10月、アメリカがエネルギー支援をする代わりに、北朝鮮が核開発を凍結してIAEAの査察を受け入れることなどで合意した。

「東日本大震災・原子力災害伝承館」(以下、伝承館)が福島県双葉町にオープンした。基本理念は「未来への継承・世界との共有」「防災・減災」「復興の加速化への寄与」。9月20日に一般公開が始まった。

伝承館は津波被害を受けた双葉町中野地区、福島第一原発から4キロの距離にある。地上3階建ての総工費は約53億円。屋上からは、津波被災のあった請戸小学校、海岸近くにある三角の建築物などが「震災遺構」として見えるようになっているが、廃炉作業中の原子力発電所の姿は、4階建の双葉町産業センターに隠れて見えない。

伝承館は、「福島イノベーション・コースト構想」における情報発信拠点と位置づけられている。この「福島イノベーション・コースト構想」が掲げているのは、未来を創造するための「国家プロジェクト」。重点分野は、産業回復と新たな産業基盤構築として「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」「航空宇宙」。その流れの中に「東日本大震災・原子力災害伝承館」があることには、留意すべきだろう。

報道規制も起きているのか？

9月23日、朝日新聞が「語れない『語り部』 特定団体の批判含まぬよう求める手引」という見出しで、伝承館では、語り部に対し語る内容の制限があることを報じた。原発事故被害者である語り部からは、戸惑いの声も出ている。

この語り部は、養成講座の参加者や経験者から選ばれているが、

筆者がプレスオープン(9月5日)に行った時にも、語り部の研修会が開催されており、たまたま迷い込んでしまった。

テーブルには研修資料が置かれていたが、そこに問題の「語り部活動マニュアル」もあったのだらう。朝日新聞の報道後、地元「アレビー福島」も資料を入手し、報道。特定の団体、個人などへの批判・誹謗中傷を含めないように求めているマニュアルだが、その特定の団体には「国や東電も含まれる」ということだった。つまり、語り部である原発被害者は国や東電を批判する内容は語れないということなのだ。

さらに朝日新聞の報道の翌日、24日には、「当館内で活動する語り部に対して取材をご希望の場合は、以下の入力様式にてお申し込みください。(中略)無許可の取材は固くお断りいたします」という文章をホームページで公開。「各社所定の腕章着用」という記載もあり、大手メディアのみが対象とされていること、撮影制限が設けられるなど、自由な取材ができない状況が作られている。

ないものにも思いを馳せて

伝承館には、収集された資料約24万点から約1500点が展示されている。展示資料を選ぶ県の有識者委員会は、非公開で開催。議事録も公開しておらず、原発事故の実態を伝える「選別」がどのように行なわれたのか、不透明なままだ。委員は、福島大学や東北大学教授、福島民友新聞社や福島民報新聞社の編集局長、日本原子力研究開発機構の福島研究開発拠点副署長、富岡町3・11を語る会代表の6人と、復興庁・経済産業省



▲被災当時のまま手つかずで残されている双葉町の福祉施設。伝承館からさほど離れていない。



▲津波跡の更地に建てられた伝承館。1階にはレストランやフードコートが併設されている。

「東日本大震災・原子力災害伝承館」オープン  
加害責任を隠して伝えるものとは

などのオブザーバー。委員会は2018年10月から2020年7月まで6回開催されている。非公開の理由は「資料を選定する途中で委員の発言内容が明らかにになると、議論に影響を与える可能性がある」とのことだ。

不透明な議論を経て、伝承館がどのように作られたのか。その結果は、展示から推測するしかない。それが「穿った見方」だと言われようとも、本来、原発事故を伝承する大切な議論は、非公式にする性質のものではない。それこそ、壁に書かれた展示を解説する文章一つひとつに検証が必要ではないだろうか。

行く予定のある人は、ぜひ、伝承館にあるもの・語られることで学ぶと同時に「ここにはないもの」にも思いを馳せてほしい。

(吉田千恵)

最高裁は差別解消の英断を  
女性差別・非正規差別は人権侵害

9月15日午後、労働契約法20条を根拠に差別是正を訴えてきた女性たちの事件について最高裁第三小法廷で弁論が開かれた。大阪医科大学の元アルバイト職員が賃金支給について、メトロコマースの契約社員4人(東京メトロの売店業務に従事)が正社員との待遇格差是正を求めて争った事件である。両裁判とも高裁は不十分な判決ながら、「労働契約法20条に反する」として損害賠償の一部を認めた。

▼最高裁前でアピール

弁論前、女性たちや非正規労働者の賃金格差問題などに取り組む労組メンバーら約80人が最高裁前に集まり、「司法が変われば社会が変わる、世界に恥じない判決を」と訴えた。

参加者からは「女性の6割が非正規で働き、非正規の賃金差別は女性問題だ」「日本のジェンダー平等指数は世界121位。判決が及ぼす影響は広く、大きい」などの発言が続いた。アクションには全国の労組や女性団体から42人が賛同した。

▼最高裁での弁論

大阪医科大学事件では、はじめに大学側が「職務の内容を考慮した上で労働条件を定めており、法に沿った合理的な経営判断だ」と陳述。原告女性は「正職員の女性秘書と比べて2倍も3倍も仕事をしていたのに、手当ても賞与もなく、使い捨ては酷過ぎる。私の裁判は、全国で働く2000万人の非正規労働者の思いを背負った裁判だと思っている」と意見陳述への反論も含め陳述した。

メトロコマース訴訟の弁論では会社側は何も主張せず。原告代理人は「正社員の大半は中途採用で、平均勤続年数は契約社員B(原則1年ごとに契約更新で定年65歳。約10年勤務した原告も)の方が長い。長期勤務が条件の退職金が正社員の4分の1は不当な差別。全額支給を要求する」と意見陳述した。

▼参議院会館講堂で報告会



弁論終了後は、両裁判の原告と弁護団主催による報告集会在参議院会館講堂で開かれ、約120人が参加した。

メトロコマース支部原告団は、「会社上告受理申立書に原告らはセカンドキャリアと書いてあり、高裁判決で傷つけられているのに、さらに尊厳を傷つけられ、怒りに震えた」「退職金は正社員の4分の1との判決に、自分たちは正社員の4分の1の存在なのかと許せなかった」「裁判で6年闘ってきた中で、声を上げた人を孤立させてはならないと強く感じている」「基本給が非正規雇用差別の根源だ。非正規の差別は雇用保険や社会保険をはじめ、定年退職後もずっと続く」と実感している」と発言した。

\*

働く女性の6割弱が非正規労働を余儀なくされ、非正規労働者の7割は女性である。非正規差別はまさに女性労働問題なのだ。

最高裁は、判決を通して非正規労働者の待遇に関する一定の指針を示すことになる。女性差別・非正規差別は人権侵害であることを認識した上で、女性労働を正當に評価し、差別解消に向けて勇気をもって高裁判決をさらに前進させるか、同一労働同一賃金を実現する一翼を担えるか、司法の手腕が問われる。全国の仲間が注目している。歴史を塗り替える英断を期待したい。

(屋嘉比ふみ子)